

全労働新潟支部 交渉議事概要

令和6年3月21日

新潟労働局長（以下、「当局」という。）は、令和6年3月21日（木）、全労働省労働組合新潟支部執行委員長（以下、「全労働新潟支部」という。）と交渉を行った。

この交渉の概要は、次のとおりである。

【全労働新潟支部】

1 労働行政体制の拡充について

あるべき労働行政にふさわしい大幅増員を概算要求段階から確保するよう、早い段階から戦略的に対応すること。また、現在の職場体制は不十分であり体制確保が行われるよう上部機関に働きかけること。

2 賃金・諸手当について

令和5年度の給与勧告において月例給及び一時金が引き上げられたものの、長期化する円安・物価高の影響は大きく、職員の生活と労働実態に応じた水準へ引き上げる賃金改善を行うこと。

また、地方出先機関に勤務する国家公務員の生涯賃金を引き下げようとする給与制度の改悪は行わず、公正な制度改定を行うこと。

3 労働時間・休暇制度の改善及び健康・安全の確保について

メンタル疾患や心身の健康破壊による休職者やその予備軍と思われる職員が増加しており、職場の体制確保と、ストレスチェック制度も活用した原因分析及び再発防止対策を講ずること。

また、SNSによる誹謗中傷やスマートフォンによる無断撮影・録音などを含む行政対象暴力への対策を行うこと。

【当局】

1 労働行政体制の拡充について

政府の重要施策である「働き方改革」を始め、働く者の権利と生活を守る労働行政の推進に相応しい行政体制の確立のため、今後とも定員及び非常勤職員数の確保に全力を挙げ、本省及び人事院に対して機会を捉えて要請を行うとともに、業務の簡素・合理化も同時に進めていきたい。

2 賃金・諸手当について

職員の給与に関する事項は、物価高騰の折、職員及びその家族の生活や働き甲斐に直結する重要な問題であり、職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善することが必要であると認識している。また、各種手当の改善なども含め、引き続き本省及び関係官庁への要望など必要な対応をしてまいりたい。

3 労働時間・休暇制度の改善及び健康・安全の確保について

業務の平準化を図るなど超過勤務縮減対策を講じるよう指示しているところであるが、必要な超過勤務に対しては不払い残業にならないよう引き続き指導・管理を行っていききたい。また、職員のワーク・ライフ・バランスが図れるよう年次休暇取得を促進し、職場環境整備を行うよう指導するとともに、職員の健康や安全確保に必要な対策をできる限り講じていききたい。行政対象暴力については、組織対応していくことが重要であり、所属内及び局でも情報を共有し必要に応じて警察へも相談しながら適切に対応していききたい。